

業務部速報

No. 5

発行 18. 7. 3

JR東労組 業務部

「賃金制度の改正について」の提案を受ける！

今回改正の概要

- ①深夜早朝勤務手当の見直し（全社員に適用）
 - ・支給要件の一部変更（乗務員も支給対象とする、超勤との併給要件の一部緩和）
 - ・支給額の増（一律 300 円アップ）※都市手当支給地の 250 円加算を廃止する
- ②乗務員手当の見直し
 - ・乗務員手当（時間額）の増（一律 10 円アップ）
 - ・乗務員手当の深夜額（A）、（B）の廃止 ※深夜早朝勤務手当とする
 - ・構内入換乗務員の乗務加給と深夜額（A）を廃止
 - ・構内入換乗務員に乗務員手当（時間額）を支給する
- ③行先地手当の廃止

改正の理由

- ①鉄道事業の特性に由来する勤務の特殊性、不規則性に対する措置を見直す
- ②乗務員手当を、労働実態に見合った手当とする
- ③手当を統合して支給方法をわかりやすくする、支給事務も簡素化できる

総額等の根拠

生産性向上における社員還元の充実や、手当の総額などを総合的に勘案した

深夜早朝勤務手当の見直し（改正後）

深夜帯	拘束時間	始終業時刻	①	②	③
労働時間が深夜帯に4時間以上			2,300	2,100	1,900
拘束時間が深夜帯全て含む			2,300	2,100	1,900
拘束時間の一部が深夜帯			1,650	1,500	1,350
	拘束10時間以上		1,300	1,200	1,100
	拘束8時間以上	5:00-7:30 18:30-22:00	1,150	1,050	950

①施設、電気の屋外作業
②信号扱い、輸送指令等
③その他
※今改定で、乗務員と構内入換乗務員は③に該当となる

連続深夜加算額を、2夜目以降 1,700 円で統一
※乗務員手当の連続加算額に合わせる

勤務指定で休日勤務が指定された場合、所定勤務者の代務として、勤務のすべてに就いた場合。

その他提案時点に確認した事項

- ・夜間看護手当についても、超勤手当との併給を条件付きで可能とする
- ・乗務員の、ワンマン加給やSL加給、キロ額については変更はない
- ・事務作業の簡素化を目指す、この改正で直接事務の要員減とはならない
- ・出向者の特殊勤務手当も、同様に変更となる。 ※詳細は提案資料を参照願います

各系統の「特殊性」を正しく反映し
手当改正が労働強化とならないために
職場の声を積み上げてたたかおう！！